

26 横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成21年10月30日、神奈川県横浜市の住民1人から、マンション管理組合とマンション管理会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅で不快な微振動や低いモーター音が感じられるようになってから、申請人は胸の圧迫感、不眠、筋肉の硬直などの健康被害を生じ、横浜市に低周波音の測定を依頼したところ、申請人宅の空間すべてで環境省の「心身の苦情に関わる参照値」を超えた数値を確認した。これら申請人の健康被害は、被申請人らが管理している高圧受電設備から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。